

医療復興特区の概要と申請の流れ

医療整備課医務班

特例区分 (法令根拠)	医師数等の配置基準(必要医師数等)の元となる計算方法の特例 (医療法施行規則第19条)	医師数等の配置基準を緩和する特例 (医療法施行規則附則第50条)
課題	震災後に患者が増加した分は、次年度の必要医師数等の元データとなり、過剰な必要医師数等を求めてしまうことになる(必要医師数等を満たせなくなると診療報酬の減額となる)。	震災後に患者が増加したことで、必要医師数を満たせず、さらに医師確保が見込めない場合は、診療報酬減額となる可能性がある。
特区認定	特区による規制緩和	
特例の内容	前年度の平均値に代わり、直近3か月の平均値を使用できる。	医師必要数そのものを9割にできる(最低3名)。 (例:本来必要な医師数:10名→9名に緩和)
特例の効果	震災後、患者数が落ち着いた時期の平均値をつかえるので、医師配置基準数が例年並みとなる。	必要医師数が少なく(1割減)なるため、基準を満たせる(診療報酬減額を回避できる)。
特例の対象	病院(県全域)	
特例の要件	① 震災により患者が増加していること ② 患者数が、 前年度平均>直近3か月平均であること。	① 震災により患者が増加していること ② 適切な医療の取り組みを行うこと。 ③ 地域に必要不可欠な病院であること。 ④ 医師確保の取組を行っていること。 ⑤ 医師充足率70%以下であること。
適用期間	1年間 更新の場合は経過報告必要 (別紙様式1, 3)	最長3年間 毎年経過報告必要(別紙様式1, 6, 7)
申請方法	申し出(届出)	許可申請
申請内容 (病院)	① 保健所に申し出 ・別紙様式1(医師等充足率調書) ・別紙様式2(保健所長あて)	[仙台市以外の県保健所管内の病院] ① 保健所経由で県に事前協議申し出 (別紙様式1, 4, 5) ② 県が事前協議結果回答(保健所経由) ③ 変更許可申請を保健所へ提出 ④ 保健所が許可(保健所は様式8で県へ報告) [仙台市内の病院] ① 仙台市保健所経由で県に変更許可申請を提出 ② 県が許可し、保健所経由で許可証交付
医療整備課	適用された病院数等は、県医療審議会で報告。(へき地特例と同様) その他、適宜 宮城復興局や厚生局に情報提供する。	